

令和 7 年 8 月 1 日
国立大学法人島根大学

公的研究費等の不正使用に関する調査結果について

1. 経緯・概要

(1) 発覚の時期及び契機

令和 6 年 11 月 7 日、学内の者から旅費及び学会等参加費の還流が行われている旨の通報が、公的研究費等の不正使用の防止に関する規則（以下「規則」という。）第 19 条第 1 項で規定する公的研究費等不正使用通報・相談窓口（財務部財務課及び監査室）にあり発覚した。

(2) 調査に至った経緯等

通報内容について、規則第 23 条に規定する不正使用予備調査委員会（委員長：大川鉄也（不正使用防止計画推進委員会委員長・理事（財務担当））において、規則第 24 条第 1 項に基づき予備調査を実施した結果、通報内容と合致する支出事実が認められ、また、その通報内容は、当該事実を知る者でなければ知りえない内容であることから、通報内容の客観的な可能性及び通報等の内容の信頼性・合理性を確認し、公的研究費等の不正使用（還流行為）が疑われるものと判断した。不正使用防止最高管理責任者は、予備調査の結果を受け、令和 6 年 12 月 10 日付け本調査の実施を決定した。

2. 調査

(1) 調査体制

規則第 25 条第 1 項及び第 3 項に基づき、不正使用本調査委員会（学内委員 5 名、学外委員（弁護士） 1 名）を設置して調査を実施した。

委員長：大川 鉄也（不正使用防止統括管理責任者・理事（財務担当））

委員：金山 富美（理事（内部統制担当））

丸橋 充拓（法文学部教授）

高橋 陵子（総務部長）※令和 6 年 12 月 10 日～令和 7 年 3 月 31 日

岩崎 英明（総務部長）※令和 7 年 4 月 1 日～

川井 寿裕（財務部長）※令和 6 年 12 月 10 日～令和 7 年 3 月 31 日

山口 豊（財務部長）※令和 7 年 4 月 1 日～

小西 碧（弁護士法人アジュール法律事務所・弁護士、外部委員）

(2) 調査内容

①調査期間

令和6年12月10日～令和7年7月24日

②調査対象

対 象 者：医学部附属病院医療機器管理センター臨床工学技士長 明穂 一広

対象経費：令和元年度から令和6年度における当該職員が管理する全ての財源

③調査方法

【書面調査】

- ・旅費関係：支出関係書類の確認、旅行命令簿と出勤簿との確認
- ・物 件 費：支出関係書類の確認及び現物確認

【聞き取り調査等】

- ・調査対象者への聞き取り調査
- ・返金要請に応じたとされる職員等への聞き取り調査
- ・調査対象者が所属していた部署に属する職員全員へのアンケート調査
- ・聞き取り調査の聴取内容の裏付け資料の確認

④本調査委員会開催日等

開催日	事項	審議内容等
令和7年1月23日	第1回本調査委員会	・調査方針（案） ・通報者への聴取内容（案）
令和7年1月30日	聞き取り調査	・通報者への聞き取り調査
令和7年2月17日	第2回本調査委員会	・関係者への聴取内容（案）
令和7年3月3日	聞き取り調査	・通報内容に基づく関係者への聞き取り調査（1人目）
令和7年3月4日	聞き取り調査	・通報内容に基づく関係者への聞き取り調査（2人目）
令和7年3月11日	聞き取り調査	・通報内容に基づく関係者への聞き取り調査（3人目）
令和7年3月25日	第3回本調査委員会	・調査対象者への聴取内容（案） ・関係者へのアンケート調査（案）
令和7年4月8日	聞き取り調査	・調査対象者への聞き取り調査
令和7年4月17日	第4回本調査委員会	・関係者へのアンケート調査（案） ・関係者への聴取内容（案）
令和7年4月21日	書面調査	・聴取内容の裏付け資料の確認
令和7年4月23日	聞き取り調査	・関係者への聞き取り調査（調査対象者が所属する部局の事務職員）
令和7年4月30日	アンケート調査	・聴取内容の裏付け資料の確認
令和7年5月14日	第5回本調査委員会	・調査対象者への聴取内容（案）
令和7年5月20日	聞き取り調査	・アンケート調査等に基づく調査対象者への聞き取り調査
令和7年5月28日	第6回本調査委員会	・調査報告書の審議
令和7年6月18日	不服申立書の提出	・調査報告書に対する不服申立て
令和7年7月9日	第7回本調査委員会	・再調査の可否 ・調査報告書の審議
令和7年7月24日	第8回本調査委員会	・調査報告書の審議

3. 調査結果

（1）不正の種別

旅費等の還流行為及び目的外使用

（2）不正に関与した職員

医学部附属病院医療機器管理センター臨床工学技士長 明穂 一広

(3) 不正の具体的な内容

①動機、背景

調査対象者は、自らが所属していた医学部附属病院 ME センターに配分される部署別裁量費では、同センターに属する職員 17 名のうち 2～3 名程度しか講習会やセミナーなどに参加することができないため、できるだけ公平かつ効率的に予算を活用する方法を検討し、スキルアップのためにできるだけ多くの職員がセミナーや学会に参加できるよう、全員が学会の年会費、出張費等に少しでも充てられるようにしたいとの理由から、実際に出張に行った複数の職員に対して旅費、学会参加費又は講習料等の返金を要請し、実際に現金を受領して管理するとともに、自費で参加した研修等の補填のためとして、同センターに所属する職員に対して現金を配分したほか、当該センターの会費（慶弔代やコーヒー代等の雑費に使用）に充当した。

調査対象者は、ルールの範囲内で運用するため、事前に事務部に確認を行ったと証言しているが、質問を受けた事務職員に対する聞き取り調査において、質問を受けた記憶はない旨証言している。

なお、令和 5 年度中に、返金を要請することに関して、調査対象者が当該事務職員に再度確認を行った際には、「その方法は適切でない。」との回答があり、当該事務職員からも質問があったことについては記憶にあると証言している。調査対象者は、この回答の後、この運用を中止している。

②手法

調査対象者は、出張に行った職員から出張の報告があった際、「大学が支出した出張の旅費や学会等の参加費を一旦回収したい。」などと出張に行った職員に対して返金を要請し、現金を受け取っていた。受け取った現金については、所属する各職員に対して現金を手渡していたほか、当該センターの会費としてコーヒー代や慶弔代等に使用されていた。

③不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正が行われた年度	不正使用額	不正に関与した職員数
大学運営資金	令和元年度	40,000 円	1 人
	令和 2 年度	49,130 円	1 人
	令和 3 年度	67,000 円	1 人
	令和 4 年度	58,000 円	1 人
	令和 5 年度	80,365 円	1 人
計		294,495 円	1 人（実人数）

調査対象者は、不正使用と判断された額のうち 60,000 円を同センター職員の研修費用等を平等に支援するため、同センター職員に対して配分した。一方、残額 234,495 円については、コーヒー代や慶弔費等に使用される同センターの会費として繰り入れた。

これらの用途は、調査対象者の個人的な意図に基づく本来の使途から外れる支出であり、職務上必要かつ正当な用途とすることはできない。特に、同センターの会費への繰り入れについては、調査対象者が、その全額について個人的利益を得たとは言えないものの、コーヒー代や慶弔費等、業務外の目的に使用されており、大学に支出させた旅費等の私的用途への流用にあたるものと判断した。ただし、同センター職員に配分された金員については、同センター職員がそれぞれ自費で参加した研修や学会等の旅費等の補填に充てられたと考えられることから、私的流用があったとまでは認められないものと判断した。

なお、不正に支出された研究費等の種類は、同センターに配分される部署別裁量費であるが、当該経費については、競争的研究費等（国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型資金）が含まれない大学運営資金であり、運営費交付金に直接関連が認められる経費ではないことから、財源の特定はできず、病院収入及び本学の運営費交付金であると推測するにとどまった。

（４）調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

調査の結果、当該調査対象者においては、出張に係る旅費、学会参加費又は講習料等を一旦返金させた後、各職員に現金を配分したほか、同センターの会費として繰り入れた事実を認めており、同センターに所属する職員全員に対するアンケート調査及び返金要請に応じた職員等に対する聞き取り調査並びに書面調査の結果を総合的に判断し、旅費等定められた用途へ支出された経費を返金させ、職員への配分やセンターの会費に繰り入れたものであることから、調査対象者による不正使用（目的外使用）及び不適切行為（還流行為）があったと判断した。

なお、出張旅費等の返金に応じた職員については、調査の中において、上司の「指示」、「命令」であったためや事務部に確認して問題ない旨説明を受けたことなどから返金に応じたと回答していることを踏まえると、立場上、調査対象者からの求めに応じざるを得なかった面があると認められ、返金に応じた職員に対して不正使用に関与した者と認定することは適切でないため、関与職員は調査対象者 1 名であると判断した。

4. 不正の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

○公的研究費等の不正使用に関する認識不足

調査対象者は、規則第 13 条に規定する誓約書を提出し、研究機関における公的研究費等の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき作成した不正使用防止教育 e-ラーニング講習を受講しているにも関わらず、公的研究費等の不正使用に関する認識が不十分であった。

また、還流の求めに応じた職員についても、所属するセンターの副センター長という立場である調査対象者から返金要請を受けたため、同センターの職員としては、立場上、調査対象者からの求めに応じざるを得なかった面があるが、誓約書の提出や e-ラーニング講習を受講しているにも関わらず、還流の求めに応じたものであることから、公的研究費等の不正使用に関する認識が不十分であった可能性がある。

(2) 再発防止策

○啓発活動の実施

今回発生した不正事案について、全学の会議において報告するとともに、文書により全教職員に周知し注意喚起を図る。

○コンプライアンス教育の徹底

今回発生した不正事案について、不正使用防止教育 e-ラーニング講習のコンテンツに取り上げることで、全学的に注意を促しコンプライアンス教育の徹底を図る。